

下園公園におけるキッチンカー運営(都市公園法の設置許可)
仕様書

1 事業目的

豊かな緑と水景施設を備える下園公園は、都心に残された貴重なオアシスであるとともに、質の高い庭園風の景観を有していることから、落ち着いた雰囲気の中で憩える上質な空間となっている。

公園の周辺環境や立地から、特に平日日中は周辺にお勤めの方や、観光等で名古屋を訪れた方を中心に多くの利用があるため、キッチンカーによる恒常的な飲食サービスを提供することで、公園利用者の利便性向上、更なる利用増進を図る。

2 事業期間

令和7年11月1日から令和9年3月31日まで

3 事業実施場所

名称	所在地
下園公園	中区錦一丁目

4. 事業者の業務内容

- (1) キッチンカーによる飲食サービス提供を行う者（以下、「出店者」という）の出店にかかる日程調整、許認可や関係法令順守の確認、売上管理、その他管理監督の実施、及び情報発信など本事業にかかる運営管理を行うこと。
- (2) 本事業における収支、販売数等の資料を本市に提供すること。
- (3) 本事業の実施に必要な設置許可（都市公園条例第5条第2項）を受けること。

5. 実施条件

- (1) 飲食サービス提供の方法
公園便益施設（都市公園法第2条第2項）の売店及び飲食店等としての移動販売車（販売営業車又は調理営業車）
- (2) 販売品目
飲食物（保健所から飲食店その他の営業許可が必要な業種にかかる営業許可を得た販売物）を基本とする。
- (3) 事業実施可能日時
原則、実施期間内の平日午前10時から午後5時までとする。なお、公園への入退場、営業の準備及び片付けも含むものとする。ただし、管理上の支障又は行為許可によるイベント等により実施を不可とする場合がある。
- (4) 設置箇所
別紙1で示すとおり

(5) 出店日数

月 15 日以上出店すること。

※ただし、台風や猛暑等により出店を見合わせる場合はこの限りではない。その場合、本市との協議により当該月の出店日数の下限を決定する。

(6) 設置許可使用料

許可に係る使用料は、提案金額（日額）に当該年度の出店日数を乗じた額とし、本市が発行する納入通知書により指定の期限までに支払うこと。

(7) ゴミの回収及び園内清掃

出店者は、必ずゴミ箱を設置許可区域内の見やすい場所に設置し、営業により発生したゴミの回収を確実に行うものとする。また、事業者又は出店者は、営業実施の前後においてゴミ拾い等の園内清掃を実施し、公園の美化に努めること。

6. 出店者の資格要件

次に定める条件をすべて満たすものとする。

- (1) 販売品目に応じて、食品衛生責任者の資格を有し、販売にかかる必要な営業許可の取得又は営業届出の手続きを行っていること。
- (2) 生産物賠償責任保険（PL 保険）及び施設賠償保険に加入していること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (6) その他、営業に必要な許可や資格及び市が必要とする要件を有すること。

7. 出店上の遵守事項等

- (1) 店の意匠や販売員の服装、商品パッケージ等が公園の景観と著しく不調和でないこと。
- (2) 営業に必要な電気や水等は出店者が自ら用意すること。
- (3) 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。火気使用の場合は、消火器を必ず設置すること。
- (4) 公園利用者及び近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音、振動、異臭等の発生防止に努めること。
- (5) 出店による事故や苦情等のトラブルは事業者及び出店者の責任において対処すること。またトラブルが発生した場合は、速やかにその内容を市に報告すること。
- (6) 事業者及び出店者は施設賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、事業者及び出店者が一切の賠償の責を負うこと。

- (7) 出店により生じた残飯、排水、廃油は、公園内設備に流さず、出店者が持ち帰り適正に処分すること。
- (8) 適切なアレルギー表示に努めること。
- (9) 基本的な感染症対策を実施し、衛生管理を徹底すること。
- (10) 市が実施する園内での工事などについて、事業に配慮し協力すること。
- (11) 出店情報について、利用者への発信を行うこと。また、問合せ窓口を設けること。

8. 公園内の車両の進入及び退出について

- (1) 園内を車両で走行する際は、公園利用者の安全を最優先とし、最徐行やハザードランプ点灯などによる安全運転に努めること。
- (2) 車両は、園内の許可された場所以外に駐車しないこと。また、出店営業終了後は、後片付けの上、速やかに園外へ退出すること。
- (3) 園内に駐車する際は、他の公園利用の支障とならない状況であることを確認の上、輪止めを使用するなど安全に配慮すること。
- (4) 車両退出の際は、使用した場所の原状復旧をすること。
- (5) 公園内への入退出は、本市との協議により予め決められた場所から行うこと。また車止めなどは車両を通行する際のみ外し、必ず閉鎖してから移動すること。